

令和7年度第3回筑紫野市スポーツ推進審議会 会議録

○日 時

令和7年8月20日（水）午後2時から午後3時30分

○場 所

筑紫野市役所 1階 多目的ホール

○出席委員（9名）

審議会委員 黒葛原 緑	審議会委員 浅谷 芳江
審議会委員 川上 義昭	審議会委員 力久 光博
審議会委員 大橋 充典	審議会委員 泉原 嘉郎
審議会委員 坂倉 元	審議会委員 溝田 喜彦
審議会委員 砥綿 敬二	

○欠席委員（1名）

審議会委員 高木 淳一

○傍聴者（1名）

○出席説明員（6名）

教育部長 濱崎 博文
文化・スポーツ振興課長 安樂 鉄平
文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長 森田 健太郎
文化・スポーツ振興課スポーツ施設担当係長 萩尾 浩三
文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当 江口 達弥
文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当 西田 篤史

○議事日程

1. 委員長あいさつ

2. 議事

○筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について

（1）基本構想（案）について

（2）第2回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録について

○学校体育施設有料化について（諮問）

3. 事務連絡

会議録

○スポーツ施設担当係長：開会前に、傍聴の皆さまに注意事項を申し上げます。携帯電話の電源は、お切りになるか、マナーモードにしていただき、通話はお控えくださいますようお願いいたします。また、会議中の録音や撮影、発言など進行の妨げとなる行動についても、お控えいただきますようお願いいたします。なお、本日の資料としましてスポーツ施設整備基本構想（案）と筑紫野市学校施設(体育施設)有料化について（案）をお配りしていますが、会議終了後、回収させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、令和7年度第3回筑紫野市スポーツ推進審議会を開催いたします。

私は本日進行を務めます文化・スポーツ振興課の萩尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の出席状況を報告させていただきます。審議委員9名参加、1名が欠席となっております。泉原先生につきましては、現在ドイツにおられまして今回 Web での参加になります。委員の過半数を超えているため当委員会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、配付資料の確認です。

まず会議次第が1枚、それからスポーツ施設整備基本構想（案）、筑紫野市学校施設(体育施設)有料化について（案）がございます。次に第2回筑紫野市スポーツ推進審議会議事録です。最後に別紙1の追加資料がございます。資料につきましては以上となります。資料に不足がある方につきましては、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

本日の議題としましては、次第のとおりスポーツ施設整備基本構想（案）についてと、新たに学校体育施設の有料化についてということでご審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではお手元に配付しています次第に沿って進めさせていただきますと思います。

次第の1、委員長あいさつ。

審議会の開会にあたり、当審議会の委員長である大橋委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○大橋委員長：皆さんこんにちは。前回の審議会ではスポーツ施設整備基本構想（案）について、皆様にご意見いただきまして、今回その構想案が出来上がったと伺っています。本日もまたスムーズに進行を務めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また新たに学校体育施設の有料化についても、本日は事務局からご説明があるかと思っておりますのでそちらもよろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長：大橋委員長ありがとうございました。それではこれからの進行につきましては、大橋委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大橋委員長：それでは早速ですけれども議事進行させていただきたいと思います。

次第の2、議題の1つ目であり、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）についてです。事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：それでは筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について、修正箇所から説明させていただきます。

20ページをご覧ください。

前回委員からいただきました意見に沿って、各種方式の後に※印1、2、3、4をつけています。この※印を、次の21ページになりますが、上段のところに同じように※印1、2、3、4として連動させることで、より分かりやすいように修正を行っています。

次に24ページをご覧ください。最後のページとなります。

中段の(2)今後の課題、につきましては、前回資料では章立てしていましたが、資料の構成上分かりやすくするために、第8章の事業計画 2. 事業スケジュールと今後の課題について、の中に包含する形で構成を変えています。その他、軽微な文章の変更等を行っているところです。そして前回集中的に審議をさせていただきました基本方針です。

15ページになります。

基本方針について、皆様や議会の意見を踏まえてまとめていますので、ご説明させていただきたいと思います。今回基本方針というところで、前段で日本一というフレーズを入れさせていただきまして、基本方針を4つでまとめさせていただいています。

それでは内容について読み上げさせていただきます。

第5章 総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針

「使いやすいスポーツ施設日本一」を目指します。

筑紫野市スポーツ推進計画の基本理念である「豊かな心と絆を育むスポーツの振興」のため、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、それぞれの年齢や体力に応じて、多くの市民が、スポーツに親しみ、集えるよう、また、季節や天候に左右されず気軽に利用できるよう、総合体育館を中心とした市民スポーツの拠点整備に向けて、下記のとおり基本方針を定め、としています。

基本方針1 スポーツに親しむ拠点づくり

こちらに関しては、スポーツに親しむという点でまとめさせていただいています。

1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」拠点として、市民の日頃の利用から各種大会、イベントの開催など、多目的な利用に対応できるように、専門的なスポーツができる総合体育館と併せて、多目的グラウンドなどの付帯スポーツ施設の整備を目指します。
2. 生涯スポーツを推進するため、誰もが気軽にスポーツができるように、日常の練習等で使い勝手がよく、また各種大会に対応できるアリーナやスタッフルームを確保するなど、総合体育館にふさわしい設備、機能を備えた施設を目指します。

3. スポーツ指導者やボランティアの育成のため、各種研修会が行えるようアリーナや研修室として活用できる会議室等の施設の充実を目指します。
4. 保護者が子どもを応援できるなど、家族でスポーツに親しむ場所づくりのため、メインアリーナ、サブアリーナに観客席を設置し、中体連等の地区大会や県大会を開催できる施設を目指します。
5. 季節や天候に左右されることなく、安全にスポーツができるように、総合体育館に空調設備を整備し、屋外においても、可能な限り雨や暑熱でも利用できる施設の整備を目指します。
6. 誰もが分かりやすく安全で快適に使えるために、幅広い動線の確保や数多くのトイレの設置といった付属設備の充実を始め、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を目指します。
7. プロアスリートが練習会場で使用する他、アダプテッドスポーツを体験、実施できるように、施設や用具の整備を目指します。

次に 16 ページをご覧ください。

基本方針 2 市民が親しみ、集う場所

こちらについては、場所に親しむという点でまとめさせていただいています。

人権のまちづくりの観点から利用者に配慮することが重要と議会からの意見がありましたので、それも併せて作成しています。

1. コミュニティ形成の場の1つとして、スポーツに限らず、イベントやお祭り等を開催することで、市民の交流の場となることを目指します。
2. 年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰でも活用しやすいインクルーシブの考えを取り入れた施設を目指します。

次の3ですが、少し文言を修正しています。別紙1の資料をご覧ください。

3. 総合体育館を中心に、ウォーキングコース・ランニングコース、自由に使える広場、休憩できる空間やベンチ等の整備を行うなど、スポーツする人だけでなく、多くの市民が日常的に集う、憩いの場所を目指します。
4. 子どもだけでも安全に遊べるキッズスペースや、全身で遊べる遊具広場等の整備を行うなど、子どもの居場所となるような施設を目指します。
5. 公共交通機関や道路アクセスなど、交通の利便性がよく、多くの市民が利用しやすい施設を目指します。

16 ページにお戻りください。

基本方針 3 防災機能の強化

1. 安全安心まちづくり推進のため、避難所や防災資材の備蓄だけでなく、支援物資・災害ボランティアの集積、公的応援組織の拠点など、災害活動での状況に応じた拠点となる施

設を目指します。

2. 防災資材などの搬入をスムーズに行うため、配送車の車路の確保や搬入口、容量、機能が充実したバックヤードの整備を目指します。

基本方針4 環境に配慮した施設づくり

1. エネルギー消費削減のため、太陽光発電設備の導入によるエネルギー創出や、LED照明、高効率空調設備、BEMS等を検討し、脱炭素に配慮した施設の整備を目指します。
2. 自然換気や自然光を取り入れるなど、電力消費を抑えながら快適性を目指し、また、外気の影響を受けにくい構造にすることで、空調効率を高め、省エネと快適性の両立を目指します。
3. 景観に配慮し、周辺の街並みと調和のとれた施設を目指します。

今申し上げましたようにまとめさせていただいています。

以上、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について、変更になった点を説明させていただきました。この後、皆様のご意見を伺いまして、9月10日からパブリックコメントを開始させていただきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

○大橋委員長：ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問等がございます委員の方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせをお願いいたします。

内容については、主に15ページの第5章、基本方針1から4までの部分と、先に説明がありました部分に関しては、表記の問題ですけれども、20ページの整備手法及び管理運営の方法の部分です。いかがでしょうか。

内容を少しお読みいただいて、文言等でご質問やご指摘等があればお願いいたします。

○力久副委員長：第5章の基本方針のところですが、大々的に「使いやすいスポーツ施設日本一」を目指します、とありますが、日本一はどのようなかなと。もう少しみんなが大きいものができるんだというイメージを持たせた方がよいのではと思います。ちょっと日本一は余りにも構想が大き過ぎるものにならないでしょうか。

○川上委員：市長が最初に立候補されるときにそういう言葉を公約みたいな形で出してあったから、それを踏襲してこのような表現になったのではないかなと私は思います。

○文化・スポーツ振興課長：前回の審議会の中で委員の方から、日本一というフレーズを入れてはどうかという意見がありましたので、取り入れた経過でございます。それから、第七次筑紫野市総合計画の中で、日本一というフレーズを使わせていただいています。「住みたいまち日本一」の実現に向けてというところで使われていますので、筑紫野市としましては日本一というのはキャッチーなフレーズではないかというところで取り入れさせていただいたところでございます。いかがでしょうか。

○砥綿委員：私も最初にここが気になりましたが、目指すということでいいのではないですか。大きい目標を掲げて目指しましょう。

○坂倉委員：力久委員が言われた日本一、私はすごくいいなと思って聞いていたのですが、日本一になるということは、筑紫野市民のシンボルであったり、市のシンボルになると思うのですが、基本方針を見るとイメージすごく湧きますよね。こんなアリーナができて、人が集まって。で果たしてどこが日本一なんだというところは、この文言の中にはないんですよ。すごくいいことだと思います。ハードとソフトに関しては、こんなに素晴らしいものを考えていただいて、素晴らしいなと思ったのですが、アクセスが日本一、いやいやハードが日本一というその日本一の何かのキーが1つあれば、私はそれで何かこう自慢とかシンボルになるのかなと思いました。すごくいいアイデアだと思いますが、でもこれは多分他の市でも同じようなアリーナの基本構想を多分書けると思います。いやいや筑紫野市は温泉もあって、観光もあって歴史もあって、さあってなったときに何かこう、先ほど力久委員が言われたように、何か日本一にしましょう、という気はしたのですがいかがでしょうか。

○力久副委員長：私もそういうキーワードがちょっと欲しいなと思います。漠然とした日本一となっていますので。

○坂倉委員：日本一住みやすいというのも漠然とし過ぎていて、税金が安いとか何か言ってくれよというのはあるのですけどね。

○力久副委員長：施設活用度日本一とかですね。

○坂倉委員：やはり参加率がいいとか、集客率とか色んなキーがあると思うのですよ。そういうところが何か見えたら、多分市民の皆さんはシンボルになると思います。いや、極端な話をすると、全部の建物が紫色とかという形でもいいと思います。そのような何か1つキーがあれば、もう少し親しみが湧くかなと感じたところです。

○黒葛原委員：確かに施設の建設の計画なのですが、何となくキーワードとして使いやすいスポーツ施設日本一を目指すのかな。逆にその施設を作ることで、こういうこと日本一を目指しましょう、というキーワードの方が何かスッと入ってくるような気がします。最初の目的の中にそういうのを入れたほうがまだ分かりやすいかなと思いました。

○坂倉委員：例えば階段がないとかいうのも1つのキーだと思います。

○スポーツ企画担当係長：皆様のご意見誠にありがとうございます。言い訳のような形になりますけれども、まず1つ目に申し上げたいのは、今回の基本構想につきましては、場所とか規模、それと建物の内容というのが決められずに、あくまでもこのような範囲で造りますよというコンセプトで作っているというのが第1条件でございます。そして、今坂倉委員がいわれた日本一の要素をどういう形で、例えば色とか大きさとかそういったもので具体的にということになりますと、先ほど申し上げた内容が分からないと難しいです。ただこちらの事務局としましては、せっかく体育館を造るのであれば、やはり市民に向けた使いやすさというのは絶対に避けてはならないだろうということで、使いやすさというのはずっと求めてきたところです。それが前回の会議の中で、皆様から日本一という言葉いただきましたので、せっかくだった

ら、使い勝手のよい、そしてみんなが集まりやすいとか、みんなが来たくなるとか、色んなことが場所や規模が決まったりすると見えて分かるのでしょうか、現時点ではまず使いやすいスポーツ施設というのを目指すんだということで書かせていただいたということになりますので、言い訳にはなりませんけれども、このように書かせていただいたというのが現状です。

○坂倉委員：楽しみにしております。

○文化・スポーツ振興課長：補足ですが、このような形で基本方針を記載させていただいていますが、建設にするにあたってはこの方針がコンセプトとなってきます。おそらくプロポーザル方式になるのではなかろうかと思っておりますので、その中で日本一というところを謳うことによって、業者からの提案もそのようなところを意識してくれればというところで、書いているところです。

○教育部長：使いやすさにフォーカスして日本一としたのですが、例えばどこにフォーカスして日本一にしたほうがいいのではないかというご意見がございましたら、アドバイスいただければと思います。

○大橋委員長：いかがですか。先に個人的な意見でいくと、例えば使いやすさをあまり追い求めると数値で何か測らないといけなくなり、より具体的になって、掲げるコンセプトとしては難しくなっていくがちです。具体的に、これ何%とか、これが本当に日本一なのかという厳密性を求められると、ややこしいことになりそうだなと思っておりますので、使いやすいという構成がよく分からないものにしておく方がインパクトがあるのかなと思っております。逆にその中で、これは研究でもよくやる方法ですが、使いやすさのアンケート調査でそこその数値が高まれば使いやすかったという、そういうところの逃げ道を作るところも1つだとは思っています。なので、現時点でこの使いやすさは何かというのをある程度想定しておくのはあってもいいことかなと思いますし、それを具体的に何か拠点としてのスポーツ施設の構想の中に、より具体的にこういうものを入れていこうということもあってもいいのかなと思っておりますが、いかがですか。1つは、多分この具体的になっている部分でいくと、防災のことで環境のこと。あとは利便性のこととかも書いてあったと思っておりますが、スポーツの文脈とかではいかがですか。恐らくそこが一番重要な部分であるかなと思っております。

○黒葛原委員：大きいところだけでしょうか。

○大橋委員長：その他でも結構です。

○黒葛原委員：基本方針3の防災機能の強化のところの2行目、支援物資・災害ボランティアの集積、とありますが、ボランティアは「もの」ではない気がして、そこに集積というよりも、物資の集積と公共応援組織、という部分がボランティアを指すとすれば、ボランティアはその拠点になるようとした方がよいのではと思います。

○大橋委員長：今の部分は、基本方針3-1の災害ボランティアの集積というその集積という言葉がボランティアという言葉にかからないほうがいいのかという意味ですか。

○黒葛原委員：何か物的な気がしたのですが、集積という言葉が。

○スポーツ企画担当係長：ありがとうございます。基本方針3につきまして、言いたかったことが、支援物資を集めること、そして災害ボランティアが集まることを言いたかったので、文章を修正させていただきます。

避難所や防災資材の備蓄だけでなく、支援物資の集積、災害ボランティア・公的応援組織の拠点などというような形で修正をさせていただきたいと思います。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○溝田委員：できればもうそろそろ立体図のようなものを出していただければ、日本一の体育館というのが分かってくると思いますが、いかがでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：現在この構想を作っていますが、現時点ではまだ場所も決まっていないというところがあります。場所が決まらなると面積に応じてどのように利用するかが決まりませんので、この計画においては、用地面積ごとの施設例というところを記載しています。イメージとして19ページに施設の配置例を記載しています。また、24ページになりますが、今後のスケジュールを書いています。このスケジュールに基づいて、立体図等が出来上がってくることとなりますので、申し訳ありませんが、現段階ではお示しすることができません。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○坂倉委員：日本一という言葉にこだわるわけではないのですが、どうしてもハード的なものに目が行きがちですが、でも市は、こういうものはどうしても最大公約数の部分しか作れないではないですか。どこかに飛び出すようなものがあつたとした場合、それがひょっとしたら日本一になる可能性はあると思います。ここを非常に難しいかもしれないのですが、例えば行政のご担当の方々が、市民のために、絶対間違いなく日本一考えたぞとか、そういうソフトの部分が見えれば、私は納得できそうな気がします。ここまで今まで何もないところで、ゼロからここまで作ろうとしているわけですから、非常にありがたいことだと思いますが、ただフレーズとして残っているのが大牟田市の体育館を参考にさせてもらったみたい、ああいう言葉がどうしても今までの記憶の中に残っています。ではなくて、我々はここだけものすごく考えたのだけどというようなところを少しでも示してもらうだけで、私はすごく自慢できそうな気がします。先ほど森田さんから意見が出ましたけど、例えば色の問題だけでも、ここだけでも市民のために考えたぞというような事例がもしそこに見えるのであれば、それはそれですばらしい日本一かなと思いますので。所詮日本一なんて、すぐ後発部隊に抜かれるわけですから、先に一步だけでもいいから、ここだけというのは欲しいなと思います。少し漠然とした言い方なのですが、ハード以外のところがあればなと少し思っています。

○スポーツ企画担当係長：ありがとうございます。今ソフトの部分と色々お話をいただきまして、今回のスポーツ施設整備基本構想（案）を事務局で練るにあたって、今現在、例えば農業者トレーニングセンターとか、色んな体育館がありますけれども、その機能で不足している

ものを補いたいというのが最初にありました。ですので、現在使っている市民をイメージしながら、使いやすいものとは何だろうというのを考えたのが最初です。現時点ではこの案の中にありますけれども、アリーナがあったりサブアリーナがあったり、観客席があったり、会議室があったりというようなことを考えています。この会議室というのは、審判控え室が欲しいとか研修室が欲しいとかよく言われますので、そういう用途で生かせるなどというので考えさせていただいたところです。なので、日本一というのは皆さんからいただいたフレーズではございますけれども、元々使いやすさということにはこだわって作らせていただいたということがあります。

そして何よりも先ほどソフトのお話と言われましたが、今回の整備基本構想はハードのお話をさせていただいています。ソフトの件につきましては、今年の3月に作り上げましたスポーツ推進計画の中で言及していますので、この内容を推進するためにこの施設を活用するんだということが今後の進んでいく道になろうかと思っておりますので、あえてここではソフトのことについては触れずに進めさせていただいたというのが、事務局の考え方です。

○坂倉委員：期待しています。

○大橋委員長：この審議会で議論をした内容が、おそらく今後外に出て行くことになると思うのですが、日本一という言葉自体についてはいかがですか。これでもし問題がなければ、おそらくこのまま修正は入らず進めていくことになると思いますけれども、何かもう少し具体的にしたほうがいい点があるのであれば、ここで議論しておかないと今後やはり変更することがきかなくなると思いますし、あるいはより具体的に書いた方がいいのかどうかということも含めて1度お考えいただく方がいいかなと思いますけれども。個人的には先ほど申し上げたとおりぼやかしておいたほうがよいのではないかと考えています。あくまでも理念なので、使いやすさを測る手法は今のところおそくないということもありますし、ただ、最終的にこれを踏まえた上で、実際スポーツ施設の計画になったときには、使いやすさというのは日本一を目指すのですよねということを考えていただくということになると思います。

○審議会委員：意見なし。

○大橋委員長：よろしいですかこれぐらいで。ありがとうございます。では次に進めさせていただきます。

続きまして第2回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：それでは審議会の議事録について説明させていただきます。お手元に令和7年度第2回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録を配付しております。

こちらに関しては、修正等がありましたら8月27日の水曜日までにご連絡をお願いしたいと思います。併せて基本構想の案に関しても、後でお気づきの点等あれば、8月27日の水曜日までに事務局までご意見をいただきたいと思っております。それからですが、これからパブリック・コ

メントに向けて進んでいきます。その中でまた文章等を再チェックさせていただきまして、内容は基本的に変えませんが、軽微な変更と文言の修正等は事務局でさせていただきたいと思っています。

以上になります。

○大橋委員長：ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたら挙手にてお知らせください。では続きまして議題の2つ目にあります学校体育施設の有料化についてです。事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：続きまして、学校体育施設の有料化についてとなります。こちらにつきましましては、7月25日の筑紫野市教育委員会におきまして、筑紫野市スポーツ推進審議会規則第2条第4号に基づき、筑紫野市立学校施設使用料の件につきましまして、スポーツ推進審議会に調査、審議を依頼することが決定されています。

ここで教育部長から大橋委員長に、諮問書をお渡しさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○教育部長：筑紫野市スポーツ推進審議会委員長 大橋 充典 様

筑紫野市教育委員会教育長 上野 二三夫

学校体育施設有料化について、筑紫野市スポーツ推進審議会規則第2条の規定により、下記の事項について筑紫野市スポーツ推進審議会に諮問します。

諮問事項、学校体育施設の有料化について

諮問理由、筑紫野市スポーツ推進審議会規則第2条第4項に基づき、上記事項が学校施設の利用に関する事項に該当するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長：それでは学校施設の有料化の件について、担当から説明させていただきます。

○西田：皆さんこんにちは。学校施設有料化検討を担当しています筑紫野市文化・スポーツ振興課の西田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

皆様にお配りしていますA4の横長で、こちらの学校施設（体育施設）有料化について（案）と書かれた資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。

①背景ということで、なぜ今回学校体育施設有料化を検討するに至ったかを記載しています。上の紫枠の部分、主な問題点の部分をご覧ください。

まず1点目です。現在小中学校の体育施設の使用料が近隣自治体の中で筑紫野市のみが無料という状態になっています。

続きまして2点目、令和5年度に開催されました筑紫野市外部評価委員会といたしまして、有識者の方に集まっていただき、市の事務事業に対して評価をいただくという委員会があるので

すが、その委員会におきまして、小中学校体育施設の有料化について指摘がなされています。具体的な指摘内容を赤字で記載していますので、読み上げたいと思います。近隣自治体の中で筑紫野市のみが無料であること、市内の社会体育施設では使用料を徴収していること、さらに本事業のために一定の人員費も発生していることから、他事業と整合性や公平性を保つためにも施設使用料の徴収について検討するよう提言します。また、子どもの安全や市内スポーツ施設の満足度向上のためにも、徴収した使用料を原資として学校体育施設の改修や修繕を促進するよう提言します。という形で提言をいただいています。

続きまして3点目になります。筑紫野市教育振興基本計画及び筑紫野市スポーツ推進計画において、受益者負担の観点から施設使用料の徴収について検討をすることとしています。下の緑枠の2つになりますが、それぞれの計画の文言を抜粋したものを載せています。こちらをお読み取りいただけたらと思います。

続きまして4点目です。当たり前のことなのですが、施設の運営に関しては、やはり光水熱費及び維持管理費がかかっているため、やはり有料化すべきであろうというところになっています。

続きまして2ページをご覧ください。

②現状把握ということで、本事業の経過を記載しています。上の緑枠の1つ目になります。学校施設の社会体育団体への開放は平成2年から実施しています。地域住民がスポーツを通じて健康増進等を図ることを目的として、あくまでも学校教育活動に支障のない範囲で、活動場所が学校なのでまずは学校活動を優先ということで、小中学校体育施設を開放しています。現状使用料は無料となっています。

2点目、学校の施設を利用する団体は、市内に在住、在勤、または在学する者が5名以上、かつ原則7割以上で構成されている団体であり、団体の責任者として成人が含まれていて、年間を通じて定期的に利用できる団体を対象に貸し出しています。

3点目、営利を目的とするお金もうけでの理由は認めていません。

2ページの下欄は、参考までに各学校にどれぐらいの団体数があるのかを記載したものにしていますので、お読み取りいただけたらと思います。

続きまして3ページをご覧ください。

③条例等の改廃ということで、では実際どういった形で条例の改廃を行うのかを記載したページになります。まず上の青枠が既存ということで、今実際にある条例と規則がこの3つとなります。事務局としましては、その下の赤枠になりますが、条例を1つと施行規則を1つ、新しく作りたいと考えています。

理由としましては、その下の紫枠になります。現状は、学校体育施設の中で、筑紫野中学校と筑山中学校のナイター施設があるグラウンドのみがすでに有料化されています。今回市内すべての学校での体育施設有料化のために、既存のものは一旦廃止させていただいて、新たに使

用料条例と施行規則を新設させていただきたいと思います。

続いて資料の4ページになります。

実際の使用料案になります。一番左の筑紫野市（案）と書かれたものが、事務局で考えた使用料の案になっています。まず、中段のグラウンドからですが、グラウンドの使用料と照明料は、現行の筑紫野中学校と筑山中学校のグラウンドと同じ金額で設定しています。そして体育館、武道場につきましては、筑紫地区他市の状況も見ながら金額を設定させていただいています。また参考までですが、表の一番右の那珂川市においては、現在値上げの検討をしているという話を事務局で聞き及んでいます。表の一番下の備考欄の赤字部分ですが、使用料の減免についてです。団体の占用人数の半数以上が障害者手帳所持者である場合は、半額減免とさせていただきたいと考えています。また、主に市外住民で構成される団体の使用料につきましては、この記載の金額の倍の額を徴収するという形で考えています。

続きまして資料の5ページをご覧ください。

先ほどの使用料、もし仮に設定した場合に年間でどれぐらいの収入が見込めるかというものを積算した資料になります。一番右下の紫枠を見ていただきたいのですが、年間で1,940万円程度の収入が見込めると試算しています。

続きまして6ページをご覧ください。

6ページにつきましては、先ほどの金額で受益者負担率を計算したページになります。中段のやや下にある紫枠をご覧ください。およそ20%の受益者負担率となっています。筑紫野市におきましては、別の社会体育施設、すでに有料でお金を徴収している施設に関しても概ね20%前後の受益者負担率になっていますので、事務局としてはおよそ妥当なのではないかと考えています。

続きまして7ページをご覧ください。

県内自治体との比較表になっています。まず、上半分が学校体育館の使用料を照明代も含めた形で比較した資料になります。筑紫野市770円だと、このあたりになるという表記になっています。その下はグラウンドの使用料の比較表になっています。グラウンドは照明代を含めずに使用料だけの比較になっています。なぜかといいますと、グラウンドは照明がついてないところも多々ありますので、使用料のみでの比較資料としています。

続きまして8ページ目をご覧ください。

利用団体の定義を記載しています。これまで市内住民が7割以上の団体でないと、学校体育施設の利用ができなかったのですが、そこが少し変わっている形になります。ただ団体の定義としては1つ目、定期利用団体がございます。

定期利用団体は、各学校にあります学校施設開放運営委員会というものに所属しまして、学校体育施設の年間定期予約ができるようになり、かつ優先的にスポットでも施設予約を行うことができる団体を指します。スポット予約は使用日が含まれる月の3ヶ月前から予約が可能と

なります。団体の条件としては、記載しています3つの条件のうち、いずれかを満たした場合となっています。まず1つ目が、本市に在住、在勤または在学するものが5名以上かつ7割以上で構成し、当該団体に責任者として成人が含まれる団体。現行の団体要件と全く同じとなります。2つ目が筑紫野市スポーツ協会に加盟している団体で、3つ目が主にダンスとかのサークルを想定していますが、筑紫野市文化協会に加盟している団体となります。

団体の定義の2つ目、スポット利用団体になります。こちらは各学校の学校施設開放運営委員会に所属をしない形になりまして、年間の定期利用はできずに施設の予約方法はスポット予約のみで、使用日が含まれる月の2ヶ月前から予約が可能となりますので、定期利用団体があらかた予約を取った後でしかスポット利用団体は予約ができないという形になっています。利用料金に関しましては、先ほどご説明しましたが市外団体であれば2倍で検討しています。

続きまして9ページをご覧ください。

これまで無料だったものを有料化の検討をしていますので、頂いた使用料の収入の充当先、こういったものを使っていくかということに記載している内容です。外部評価委員会からの提言にもありましたとおり、ここに記載の2つの事業、小中学校施設維持管理事業及び小中学校開放体育施設運営事業に充当という形で進めていきたいと考えています。

最後10ページになります。

こちらは事業スケジュールに記載しています。本日学校体育施設有料化の事務局案を皆様に説明させていただきました。この説明の後、この案について皆様から忌憚ないご意見を頂ければと考えています。頂いた意見を基に、次回の審議会までに諮問に対する答申書の案を作成して参りたいと思っています。また次回、その内容について皆様にご議論いただければと考えています。また今日の会議中に意見が出なくても、会議終了後で何か思いついたことがありましたら、レジュメにも記載していますとおり、9月5日までに事務局までご連絡をいただきますと幸いです。スケジュールの説明に戻りまして、本件は条例の制定が必要ですので、市議会の議決が必要になります。12月議会でお諮りして、可決いただけた場合は周知期間を経て、令和8年度から有料化という形で実施して参りたいと考えています。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○大橋委員長：ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問等がございます委員の方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせをお願いいたします。

内容については、既存の小学校中学校の体育施設、体育館やグラウンドを無料であったものを有料化するというような内容だったかと思います。現状ナイター照明がついているグラウンドはすでに有料化されている、料金案についても4ページに記載があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅谷委員：今年の初め頃にある団体の方から相談を受けまして、市内のお子さんが7割以上いないと学校体育施設が使用できないという相談を受けたのですが、あまり深く知りませんで

したので、スポーツ振興課とよく話し合ってくださいという返答しかできませんでした。この資料をいただいて、市内在住、市外にしても料金表はきちんとされていますけれども、年間利用の団体も従来通りの7割以上でないと定期的な使用はできない、登録できないということですかね。

○西田：8ページをご覧いただきたいのですが、定期利用団体の条件を3つ記載しています。1つ目が従来通りの条件。2つ目はスポーツ協会加盟団体ということなので、例えば市外住民が7割を超えているような団体であっても、スポーツ協会に加盟している団体であれば、定期利用団体にはなれますが、料金は倍になります。

○浅谷委員：そういった場合は、生徒さんや大人にしろ住所を提示するという方向になるのですか。太宰府市はちゃんと住所届が必要です。その中で料金設定がされているのですが、やはり使いたいからと言って、ズルして借りられるところもあると思います。だから本当に7割いるのかいないのか、市内の料金と市外の料金を設定されるのであれば、子どもたちは4月過ぎないと転校とか色々ありますので、なかなか難しいところもあると思いますね。4月以降にそういった住所、何番地まで今ちょっと色々厳しい部分がありますので、何番地までは記載しなくても、筑紫野市原田とか筑紫野市二日市とかそのような住所届が必要となりますかね。

○西田：現状は団体登録をしていただく時に、その団体の利用者様の名簿及びその住所であったり勤務地であったりという書類を提出していただいていますので、今後もそれによって確認はしっかりしていきたいと思います。ただこれまで無料だったものが有料になって、この案のとおりになれば市内か市外で金額も変わりますので、より厳しい目でしっかり書類のチェックはしていきたいと思います。

○砥綿委員：少し分からなかったので教えていただきたいのですが、受益者負担率が概ね20%ということですが、この受益者負担率というのは大体の相場はこのようなものですかね。

○西田：筑紫野市内におきましては、例えば農業者トレーニングセンターとか色々なスポーツ施設がありますが、概ね20%前後で収まっています。

○砥綿委員：他の自治体とかはどうでしょうか。あるいは生涯学習センターとか、文化学習施設あたりとの比較みたいのものはありますか。

○西田：まず他自治体になりますと本当にバラバラでございまして、受益者負担率を全く考えていない自治体もありますし、計算していても20%より高い自治体もあれば低い自治体もあります。次に生涯学習センター等の施設については、受益者負担率の情報は今持ちあわせていませんので明確なお答えができません。

○砥綿委員：分かりました。それともう1ついいですか。これまでも小中学校の体育館等の利用については、利用団体がある程度主体的にみんなで管理して運営するようところがかなりあったと思います。ただこのように全部有料化した上でも、管理体制をきちんと取る必要が出てくると思うのですが、このことで少し心配しているのが、これまでは利用団体で年に2回

ぐらいフロアのワックスがけとかをみんなでやるよと、それから清掃なんかもいわば自分たちの日頃練習している施設なのだという意識づくりを合わせてやっていて、みんなでお互い大事にしていたと思うのですが、このあたりが有料でお金払っているのだからということで、おろそかになりはしないかという心配をしているのと、その分のワックスがけとか管理とかお互いの調整とかいうのは、行政できちんとやろうという今後の計画と考えていいのですかね。

○西田：最後のページで学校施設開放運営委員会という言葉を出させていただきましたが、現状は利用者団体の代表者で委員会を作って、自主的に運用している部分がございます。有料化後ですが、その運営委員会というのは、今の時点では継続していきたいという考えです。ただ有料化はさせていただきたいので、例えばワックスがけであったり、そういった頻度につきましては、各団体様と今後協議をしていく必要があると考えています。

○大橋委員長：これあくまで学校の体育館ですね。よってスポーツで使うという場面もありますし、学校で体育の授業で使うというところもあると思うので、今後運営委員会の中で有料化されたその資源を使ってどうするかという話も、進められていくのではないかなということです。

○力久委員：9ページに利用者に還元していく仕組みの検討で、小中学校施設維持管理費事業への充当、これは何となく分かるのですが、小中学校開放体育施設運営事業への充当とは、具体的にどういうものを指しているのでしょうか。

○西田：②の小中学校開放体育施設運営事業というのは、まさにその学校開放運営委員会とか、実際の鍵の貸し借りなど、そちらでも人件費がかかっていますので、①はそもそも学校として運営していく事業費になります。②は社会体育の方が学校施設を使うにあたってかかっている事業費のことになります。

○力久副委員長：①は学校自体、②は学校を利用している社会体育の団体に貸し借りをしている事業に関わっている事業費ということですね。

○浅谷委員：今、筑紫野中学校と筑山中学校にナイター施設がありますよね。使用する場合は、管理人がいらっしゃいますよね。そうなってくると、体育館等の他の施設も社会体育のために管理人さんを今後置かれるのですかね。私がずっと前に使っていた時には、教頭先生に鍵を借りに行ったり色々していたのですが、鍵の受け渡し等々は、スポーツ振興課ですか、それとも管理人さんがいらっしゃって、どうぞという形で開放されていくのかなって。どういうふうになっていくのですかね。

○西田：まず鍵の貸し借りですけれども、例えばですが、各学校にセキュリティボックスを設置しまして、申請いただいたら暗証番号をお伝えして、その暗証番号を入力したらセキュリティボックスが開いてそこに鍵があるというようなものがないかと検討している段階です。ただ本当に実現するかまだ分からないのですが、一方でナイター照明のあるグラウンドにはシルバーの方に来ていただいています、常駐ではありません。

○スポーツ企画担当係長：ナイター施設に関しては、照明の電源のオンオフがあるので来ていただいているが、現在の社会体育、小中学校開放体育施設運営事業については、利用団体が鍵を持って、開けて閉めて、そして自分たちで電気をつけて消すというのが基本です。それが無料で利用できていたのが有料になる、そのみが変わるイメージをまず持っていただいて、ただ、今西田が申し上げましたとおり、鍵の関係につきましては色々考慮しないといけない部分がありますので、現在検討中であるということは申し上げたいと思いますが、現時点では利用団体の皆様に鍵をお渡しして、自分たちで開けて閉めてという形になっています。その形を基本は踏襲していきたいと考えているところです。

○大橋委員長：確認をよろしいですか。今現状で議論に上がっているこの条例と規則を変えることによって有料化させるという、その有料化が決まってから学校との連携であったり、体育館の管理をどうするかという、そういった話に進んでいくということでしょうか。それかそこはもうすでに動いていて、現状で決まっている部分があったりしますか。

○西田：学校と協議をしているわけではなく、あくまでも社会体育団体との話になると思いますので、今年の4月に学校開放運営委員会という形で集まってもしくはWebで会議をさせていただいたのですが、その段階では各団体に有料化の検討を今後していきますという話を現状している段階です。このスポーツ推進審議会にお諮りして、具体的に内容が固まっていったら都度団体に対して説明していきたいと考えています。

○大橋委員長：まだ具体的に学校のどこにセキュリティボックスを配置するかという話は検討段階ということですね。その他意見がありましたらお願いします。

○川上委員：使用料を取るとのことでの質問ですけれども、既存の社会体育で使っている団体に対する補助なり還元なり、例えば協会に所属している団体はまた別に補助かなんかでするだけ負担がかからないようにしますよとかはもうなしで、一律この条例に基づいて有料化して、みんなから徴収するというような基本方針なのか、その辺を少しご説明いただけたらと思います。

○西田：実際大野城市がそのような形をとられているのではないかと把握しているのですが、まず市として学校施設を使用いただいた使用料を取りますという形なので、市としては歳入として収入することになります。市でまた団体の補助ということでおっしゃられたかと思うのですが、新しく例えば補助金とかを創設するという話については内部で検討したのですが、あくまで収入した使用料は、小中学校にかかっている費用に充当するのがまず最優先ではないかという結論に至りましたので、今回のような提案になっているということです。

○砥綿委員：その件で1ついいですかね。今までが使用料が無料だからというようなことで、結構いわゆる教育効果とか団体間の連携とか、施設を維持管理していく上での配慮とかですね、そういったものに非常に大きな効果があったと思います。これまでも色々団体と話していく中で、使用料が筑紫野市はタダですからという理由で団体に理解をえて、先ほど話したよう

な例えばワックスがけをみんなでしましょうね、鍵のやりとりなんかも団体間で調整しましょうねとか、お互い利用するときに譲ったりとかいうこともお互いの団体の関係でやったりしていたのですが、はっきりこれによって関係が非常にドライになって、そういう連携効果とか教育効果あたりが、それによって損なわれる問題も生じてくると思います。何とかそのことは前提にしながら、うまく行く方法を併せて考えていただきたいと思います。

それともう1つお尋ねですが、土曜日の午前中に今でも一般開放をされていると思いますが、その扱いはどうなりますか。

○スポーツ企画担当係長：土曜日の午前中は今のまま継続です。あくまでも文化・スポーツ振興課が所管している時間帯を有料化していくものです。土曜日の午前中以外であったり、平日の17時以降、日曜日の朝9時から夜10時までとその時間帯を有料化するという事です。あとについてはご意見としてお受けしたいと思っています。

○浅谷委員：利用料金を見てもらって分かるように、屋内と屋外スポーツの平等性からすると、多少なりとも屋内の方も使用料を払われてもよろしいのではないかなと私は思います。申し訳ないけど、私たちがグラウンドでの夜練習で2、3時間を使用すると7、8千円かかります。それも筑紫野市は2ヶ所しかありません。他の学校はいっぱいありますよね。体育館すべて皆さん夜は電気を使われていると思います。私たちは外でスポーツしているのにお金を払っている。こんなみみっちいことを言ったらいけないかもしれないけど、同じ電気を使っているのだったら横の体育館は赤々と電気がついて無料というのもやはり少し考えていただいて、使用料は無料としても、電気料が高騰化している時代なので、多少なり電気代を使用料として払ってもらってもいいのではないかなと思います。

○坂倉委員：今の意見に付け加えてよろしいですか。まさにおっしゃるところを感じていたところです。別に使用料を受益者負担することは全く反対ではないし、むしろ当たり前のことかなと思います。ただ学校開放運営委員会の中で意見が出てくるのを聞きまして、いくつか現実のお話を少しさせていただきたいと思うのですが、まず今おっしゃったように体育館無料で使えていいよなど。雨が降ったら外の団体は使えなくなるし。委員会の中で出た意見が学校の授業で使わない種目のラインが消えているから引いてくれという意見が出てきました。でも私は学校の授業で使わなかったら、自分で引くべき、もしくはお金を自分で負担すべきではないかという意見を出したのですが、どうしてもやはりそここのところが既得権益として生きていたのかご意見をいただきました。先ほどの説明で20%還元しますよということなので、学校の施設であるということを絶対的に利用者にまず入れていただきたい。その上で、学校の授業で使わないラインは何らか工夫するとか、そのようなところの折り合いはうまくここで調整つけていくような意見を持っていて欲しいなというのが1点と、先ほどワックスがけの話が出たのですが、最初私もワックスがけを皆さんでやっていて、そういう親切心かなと思ったら、ある会議のときに、ワックスがけをしているのだったらこんなに利用を中止するのはおかしいだろうみ

たいな意見が出てきました。ということは、逆に言うと利用者が少し違う感じでそこを捉えていたのかなと。だったらお金を払ってでもちゃんと活動する権利を主張するという考え方は一部あるのかなと思います。ただ、先ほどおっしゃったように、ワックスがけをしたから借りられるとか、ワックスがけをしたらいよいよということではないので、当然そういうところワックスがけが是非もんじゃないということは頭に入れながら、ワックスがけに代わるものとして、色んなところを包括的に考えていただきたいなと思います。また、グラウンドはラインがありません。また、ある施設はゴールが危ないから外されていますので、自分たちで道具を持って行ってやるしかありません。体育館はいいですね、同じ550円。この辺り何か欲しいよなというのは、単なる個人のわがままかもしれませんが、そういうところも、例えば春日市の例なのですが、グラウンドに倉庫を置いて、自分たちで管理しながら、簡易ゴールを置いたりとか、ラインカーを置いたりとか、そういうこともやっている自治体もありますよね。そういうところも、これを機に少し考えていただければなというのがあります。

もう1つ、これが残るのかどうか先にお聞きしたいのですが、2ページの学校体育施設で、営利を目的とするための利用は認めないという項目あるのですが、これはそのまま残るのですか。

○砥綿委員：どういうものを想定しているかも併せてお答えいただきたいです。

○スポーツ企画担当係長：現在のルールについては、基本踏襲するつもりで考えているところです。

○坂倉委員：この営利を目的とするというのがすごく難しいところがあって、ある団体の方から言われたのですが、体育館開けてくれと、半分使わしてくれと。何でその日しか駄目なのか、他の空いている日は駄目なのですかと話をしたところ、来ていただける先生がとても福岡県で有名な方で全国も飛び回っています。そういう方が来られて、ここで教えてもらう機会を私達はもらえるから、その日がどうしてもいいとのことでした。事情は事情だなと。その方は筑紫野市に住んでいませんから、納めた会費は全部その先生のところに行くわけですね。当然先生は納税を筑紫野市に全くしないわけですね。さあ、これが果たして7割を満たしているからと言って、教育上いいのか、営利と言われないのかというところはすごく難しいと思います。運営団体が株式会社なのか一般社団法人 NPO なのかによっても変わるとは思いますが、例えばその団体のやり方としてはそういう先生をお迎えするからということで、代表者は筑紫野市の保護者になる。毎年担当の連絡先が変わっていきますよとなってくると、これは営利と言えないのかどうかとか、また福岡市を拠点に全国組織を持ってある団体さんがチーム名を変えて、それぞれの名前を変えて借りてあるのも実態です。これも営利ではないのかと言われれば、はたから見たら営利だと思うのですが、形式上はこの規則を満たしているのです。こうなってくると、この学校開放運営委員会の、例えばメンバーに手を挙げて入れてください、貸してくださいという運営委員会への入り方の審査の問題であったりとか、スポーツ協会もそうな

のですが、そのスポーツ協会の団体に手を挙げて入ってくればもう分からないですよ。受ける側としては規則を守っているかもしれないけど、果たしてその実態はというところまでは、もう少しこれを機に見越していった方がいいのではないだろうかと思います。他の自治体ではすごく厳しいところがありますよね。お金を取るからどうのこうのというわけではなくて、当然学校の施設だから、なおさらその使い方は敏感になって欲しいなと思います。今まで無料だったからよかったのが筑紫野市だった。言い方を変えると、すごく基準は甘かったのだなと思います。ここはもう少し敏感に、また定義なりなんなりで運営のところでも少し厳しくというか、やって行って欲しいなと思います。最終的には子供たちのため、という言葉になってくるのですが、やはり事業自体がどういう目的でやっているかとかいうことによっては、営利か非営利なのかとかいう形も出てくるかなと思いますので、そのところは考えていただければなと思います。

○砥綿委員：それに合わせて、利用団体というか団体として登録するときは、チェック機関はないのでしょうか。例えばコミュニティセンターとか生涯学習センターは、審議会の中で登録団体の審査があります。登録する人たちの名前から規約から会費まで合わせて。スポーツ団体はないのでしょうか。事務局でチェックされているのでしょうか。

○西田：チェックは年に1回、団体登録の申請書を出していただきます。その中に団体を構成する人はどんな方なのかどこに住んでいる方なのかというのを記載し提出していただいて、その書類で要件を満たしてれば団体として認められましたという形になります。それから1年間は、その団体が定期利用をされている分と、スポット利用も団体が申請すれば予約ができるような状況です。チェック体制としては年1回していることになります。

○砥綿委員：それはこういう内容でこういう条件ですよということを、条例なり使用規則あたりで決めたものにとって、行政の事務局で判断するということですね。

○西田：はい。

○坂倉委員：今の件で付け加えなのですが、ある小学校の団体であるスポーツをされていますが、別の施設を借りるためにメンバーそっくりそのままチーム名と代表者名を変えて登録されている団体もありますよね。この場合、チェックしにくいではないですか。こういうところもやはり先ほどあったように、モラルの問題としては出てきます。これがいいか悪いかどうか分かりませんが、やはり抜け道というのは必ずどこかで使う側として出てくるので、そういうところもこれを機にお考えいただければなと思います。

○大橋委員長：少し確認なのですが、現状で新設しようとしているこの条例ですが、筑紫野市立学校施設使用料条例と条例施行規則、資料の3ページです。これは使用料も含んだ条例ということですか。

○西田：使用料は条例に謳わなければいけないので、条例の中に使用料は細かく謳って、それに付随する例えば団体登録の方法とかというのが施行規則に謳う形で今考えているところで

す。

○大橋委員長：ということは今議論になっている使用料の問題と、使用できる団体、もちろん5名以上とか市内か市外かというところも含めて、この審議会の中で議論しないと、条例に載せるかどうかの判断がつかないのでしょうか。

○西田：はい。

○大橋委員長：色々ご意見出しましたが、いかがでしょうか。まず、4ページの利用料の部分から確認していただいて、確認ですけれども近隣の春日、太宰府と比べると、今話が出ている体育館とグラウンドの使用料というのは統一されているというような金額です。照明に関しても、同じように春日、太宰府は少し違う金額が載せられている感じですかね。

○砥綿委員：よく使うと言ったらおかしいのですが、減免が規則の中に謳われるかどうかね。例えば半額減免するとか全額減免、こういう団体だったらというようなことがあるので、そういったことはありえるのかなというのが1つ。どうするのか少しお聞きしたいと思います。それともう1つ、大野城市は料金が安いではないですか。ここはスポーツでまちづくりする文化が前からありましたよね。もう50年ぐらい前から大野城市がコミュニティ政策を進めるときに、スポーツでコミュニティづくりみたいなスローガンを打って、いち早くコミュニティとしてとしてのスポーツ施設の整備を図ってきたし、それから市のまちづくりのムードとしてスポーツは厚遇するんだと言いますかね、積極的に推進するんだというところの表れもこういった金額に表れているのではないかなと思うこと。早くからこの値段に設定していたから、ちょっと今更上げられないところもあるかもしれませんが、何かそういうところからすると、筑紫野市もスポーツを推進するという事ならば、この金額もそのような理由で扱うことができるかなとは思いますが。その辺どうでしょうか。例えば減免のあるやなしやということ、それからスポーツ推進を行うにあたっての、例えば20%の負担率ですが、筑紫野市はそうしないというような考え方はないのでしょうか。

○西田：まず減免についてのお尋ねですが、現在の事務局案では4ページに赤字で記載がありますとおり、専用人数の半数以上が障害者手帳の所持者である、いわゆるパラスポーツのようなものを想定していますが、そのような団体であれば半額減免を実施したいという考えです。減免については検討したのですが、例えば他自治体だと全くやっていないところもあれば、中学生以下とか高校生以下には減免しますという自治体もあったり、あと高齢者の方に減免しますという団体もあったりしました。事務局としても検討したのですが、障がい者に対して半額減免という形で今回は提案をさせていただいたところになります。

○川上委員：大野城市とか那珂川市みたいに減免はしないということですかね。

○文化・スポーツ振興課長：今のところ事務局案ではそのようにしています。それからですが、先ほど話がありましたが、那珂川市では実際値上げの話があるというところ、近年の物価高騰におきまして人件費、運営でも人件費がかかってきます。それから電気代がかかってきま

すというところで、現在の金額は物価が上がる前の金額ですので、那珂川市しか料金を上げる検討をしているという話は聞かなかったのですが、他の自治体もおそらく上げてくるだろうと、今後そういった動きも想定されるということがありまして、この金額設定にしているところ です。

○砥綿委員：政策がこういった金額に反映してもいいと思います。この金額が妥当ではないということではなくて、筑紫野市がスポーツを推進するにあたって、こういった使用料に対してこのような配慮をしているというような姿勢か何かが見えれば、あるいは値段を上げてもいいし下げてもいいなと思いますので、私も有料化は賛成です。公平性の問題でね。色々なところの利用料との関係で賛成だと思いますが、筑紫野市としてはこうしますという姿勢がはっきりしておけばいいかなと思います。

○大橋委員長：これも意見ではあるのですが、9ページに有料化の収入を還元していく仕組みがあります。これは利用者に還元するという意味合いもすごく強いとは思いますが、普段利用されている学校の施設なので、1つ目の小中学校施設維持管理事業とか、あるいは今後この開放体育施設運営事業で連携をとっていく組織に対して、どういうふうに使っていくべきかという、より具体的に書ける部分に関しては書いていただいて、それを報告されるような仕組みになっていけば、実際に使われるその体育館施設というのは、ラインが引かれてないとかそういった問題も解消されるでしょうし、どういうふうに使っていくか分からないですが、ワックスがけとかもコミュニティをつくるという意味合いもあるかもしれませんが、いただいたものに関しては、それを還元して使いやすい形でよりよい維持管理に努めますというような説明ができればいいのかなと思います。具体的に500円が高いのか安いのかは分かりませんが、他のスポーツ施設と同等まではいかないにしても、他の体育館とかを考えると、そんなに他自治体と比べても高いというようには読み取れないと思います。外か中というところで、そこに差をつけるのはおそらく現実的に難しいのかなと思います。体育館の中はもちろん分かりやすく管理されている感じに見えますが、グラウンドも土がなくなればおそらく持ってこないといけないこともありますし、その辺は何とか説明を上手くしていただく必要があるかなと思います。

○文化・スポーツ振興課長：料金を設定するにあたって、かなり内部でも議論を行いました。先ほど体育館とグラウンドの話も出てきましたが、差をつけるべきではないかという話もありました。ただグラウンドであれば体育館以上に面積を多く借りられるという点と、やはり他の自治体もほぼ同額になっていますので、そこは同じ形で今回提案させていただいたところ です。それから補足になります。6ページを見ていただきたいのですが、スポーツ施設の利用料金というところで、現在市が有料化しているスポーツ施設、例えば農業者トレーニングセンターですと体育館の半面の料金になりますので、そこと比べても大体似たようなところ、これも1つ基準にしているところ です。

○大橋委員長：泉原先生にご意見を頂こうかなと思ひまして、お願いできますか。

○泉原委員：なかなか zoom だと挙手のタイミングとかが難しく振っていただいております。話を聞かせていただきながら色んなご意見があるというのはもちろん承知の上で、今たまたまドイツにいるところなので、比較という意味では、ドイツは小学校とか中学校の体育施設というのはほぼほぼなく、あってもすごく規模が小さいので、そこを民間に貸し出すとかというよりも学校の中で使用する、スポーツをするときにはスポーツクラブとか総合型地域スポーツクラブでスポーツをするというのが日本との違いかなというところなんです。ただ会員の人は会費を払って、その会費の中に施設料というのが当然含まれていますし、外部の方が使う場合には、施設料を払うという仕組みはもうずっと長いことやっている中で、逆にドイツの人たちにとっては、日本の体育施設がかつては全く使われていなかったのが、こうして使用料を払っても使われる、有効に活用されていくというところの流れができていくことがやはり大事だというふうに捉えられてきていたので、筑紫野市の件に関しても、私は使用料をこれまで取っていなかったことが本当に驚きでしたし、当然、今後体育館であたり外も含めて、今委員の皆様で話し合っていた中で、やはり色んな維持費というのが当然かかってくるというところに費用を払う、負担をするというところは必要不可欠かなと思います。その費用を実際にいくら払うのかというところをすごく悩まれたと先ほどの筑紫野市の方が言われていたので、そのラインをしっかりと設定した上で、費用をしっかりと払って、施設維持管理をしていくという仕組みを作ることはすごく大事だと思いますし、私は賛成の意見です。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○坂倉委員：体育館は多分起きない現象だと思いますが、グラウンドは今の時期に学校の校庭でいっぱい遊んでいる子どもがいるじゃないですか。社会体育が 17 時から入っていきますよというときに、私たちは共存しようと言って、邪魔にならないようにとかいうことでやっているのですが、やはりある団体さんは数人集めて隅っこの方で野球をやったりとかあります。このあたりをどうするか、社会体育だからという権限を表に出すつもりはないのですが、やはり共存できるような、例えばルールだとか、そういうところも少し告知があれば助かるかなと思います。ある小学校の例なのですが、別の日に別の所で使われている団体がいらっしゃるのですが、我々は半分ぐらいしか使っていませんので、空いた半分使っていいですかと言うけれども、一応スポーツ振興課に聞いてくださいと言ってはいるのですが、おそらく多分連絡せずに使っている団体さんもいらっしゃるのではないかと思います。このあたり、これを機に何回も言いますが、やはりそういうところの原因は、一般開放されているから使うのか、空いているから使うのか分かりませんが、そういうところを明確にしておくべきかなと思います。ちなみに我々は月に 3 万弱払うようになりますので、ぜひよろしくお願ひします。

○大橋委員長：今話を聞いていると、有料化された方が、もう少しましになるのではないかなという気はします。その時にぬるっと入ってこれないような団体登録の仕組みとかを作った

ほうがいいと思います。

○文化・スポーツ振興課長：少し聞いてよろしいですか。他の団体が入ってきてという話になってきた場合に、半分ずつ使ったり何かその空いている部分を使ったりということでしょうか。

○坂倉委員：空いているところを使うしかないですよ。危ないから気をつけてね、ぐらいはお互いの認識の中ではありますが、それは毎週ではないし、今週例えば雨で使えなかったのだろうぐらいの感覚ではいます。幸いにも各学校にバックネットがあったりとかしますので、やはりそういうのはしやすいですよ。

○大橋委員長：学校に管理者がいないのですよね。

○浅谷委員：先生や教頭先生とかは出ているけれども、実際その中に入って見てはいません。

○坂倉委員：同じ学校の利用者同士ですから、子どもたちが集まってコミュニティの感覚からいくのだったら、やはりできるのだったら使っていていいけど、だからといって全面使うとか、私たちだけ我慢するということはまた少し違うし、でも私たちは権利を主張するわけにもいかないし、そのところは共存でいいのかなと思うのですよね。そのところの難しさはあると思います。

○浅谷委員：話し合って利用時間を決めているではないですか。私たちも小学校でレディースですけどソフトボールをしていました。今坂倉さんがおっしゃるように、子どもさんを連れて団体が入って来られて、私たちが今使っている時間ですけど、と言ってもやはり聞いてくださらない。やはり大人と子どもの力関係になると、子どもに怪我をさせたらいけないからということで、自然と大人の私たちの方が学校から撤退しました。そこでボールとかが当たってしまうと大人の方がやはり弱いですよ、子どもの方が強いですよね。だから怪我させたらいけないね、もう学校はやめようとなりました。でも普通どおりにお金を払って、グラウンドを借りた方がいいよねということで、もう引くしかなかったという経緯もありました。だからやはりルールとして、この時間はおたくち違いますよねとは、私は言ってもいいと思うのですよね。それでも使われたら、ここで怪我をされても私たちは一切責任を持ちませんよと、そこには必ず監督やコーチがいらっしゃるのだから、自分たちがその時間は使える時間ではないよねというのは分かってらっしゃると思うのですよね。そのようなところのルールもやはり今後有料化するのであれば決めておかないといけないと思います。

○スポーツ企画担当係長：今回学校体育施設の有料化に向けて取り組んでいますが、非常に大きな問題ということで、根本から考えさせていただいています。なぜ有料化をするのかというのは受益者負担の考えです。6ページにあります、小中学校の維持管理事業で年間約4億円かかっています。これは全部義務教育の内容で4億円となっていて、全部社会体育施設ではありませんが、例えば農業者トレーニングセンターとか筑紫運動広場のような社会体育施設でかかっている費用であれば、全部賄えないといけません。

ただ、これは学校施設なのでということで、税金が投入されているということです。社会体育のありようというのは、学校に関しては、空いている時間帯を貸していただいている。あくまでも学校の邪魔にならない時間に借りているというのが建前になりますので、先ほど坂倉委員が言われたように、体育館の中に学校の授業に関係ないラインを引くというのは本来ルール違反であると我々は思っています。よって、今回の体育施設の有料化に関しては、基本はまず学校のものなんだというのは大前提にあって、空いている時間帯を使う、ただ空いている時間帯を使うにあたって、どうしてもお金がかかるから受益者に負担をしていただくと。そのような形で今回取り組んでいる関係がありましたので、川上委員や砥綿委員が言われた、いわゆる還元する仕組みというのもあったのですが、スポーツの施策というよりも、どちらかというともまず受益者負担の大原則に立ち返るということで今回考えているというのが現状です。

今回委員の皆様からいただいた意見については、我々も考えないといけないと思っていますが、今回少しドライな作り方をしているところについては、一応このような考え方でさせていただいたということを説明させていただきたいということで、まず学校ありきを大前提に考えたのでこういう形になりましたということを補足させていただきたいと思います。

以上です。

○浅谷委員：私も有料化は賛成です。スポーツ推進委員として各小学校に体力測定に行かせていただいたときに、小学校の体育館の床がすごく荒れています。本当にささくれ状態の学校もあります。でもこういったものが多少なりとも改善したり、施設の修繕等に使っていただいて、最初この日本一使いやすい体育施設、小学校の施設といえども、筑紫野市の小学校の体育施設は日本一使いやすいよという、ものに対するお金が使えたらいいのではないかなと思います。それを目指して、新しい体育館であれ、既存の小学校の体育館であれ、日本一の使いやすさを目指していくのが、私たちの役目ではないかなと思うのですけどね。

○大橋委員長：時間もかなり経っていますので、また何かご意見ございましたら、事務局にお知らせいただくことにしたいと思います。本日の審議会の議事は以上ですが、全体を通してのご質問等がございましたら挙手にてお知らせください。

○文化・スポーツ振興課長：学校体育施設の有料化に関してですが、締め切りを9月5日までにはしていますので、この場で発言できなかったこと、また各団体に持ち帰っていただき意見等あればぜひ出していただきたいと思います。今回頂いた宿題等も含めて、次回の会議で説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大橋委員長：では、次第の3、事務連絡を事務局からお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：次回の審議会ですが、まだ日程が決まっていませんので、早急に設定をしたいと思います。9月10日からスポーツ施設整備基本構想案のパブリック・コメントを行いますので、10月の中旬から下旬で日程を設定させていただきたいと思います。決まり次第、皆様に周知させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○大橋委員長：よろしくお願いします。以上をもちまして令和7年度第3回筑紫野市スポーツ推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。